

第 1 回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について  
～対応状況～

(総務部)

令和 5 年 8 月 2 日 (水)

# 1 県及び出資団体等が所有し、県民の利用に供している施設（公の施設等）について

○ 公の施設(※)等の数は、下表のとおり。このうち、県が所有する施設から学校、道路、河川を除いた 111 施設に、出資団体等が所有し県民が一般利用する 9 施設を加えた施設数は、120 施設。

表 1) 公の施設等の数 (R5.7 現在)

所有者		区分	数量
県	県管理	学校	134 施設
		道路	329 路線
		河川	216 本
		上記以外 (例：笠松運動公園、県民文化センター等)	98 施設
	うち企業会計	15 施設	
その他	県が市町村や団体等に貸し付けなどにより管理を委任している施設 (例：竜神大吊橋、袋田の滝観瀑施設等)	13 施設	
出資団体等	県民が一般利用する施設 (例：鹿島セントラルビル、茨城空港旅客ターミナルビル等)	9 施設	

県 111 施設

出資等 9 施設

120 施設

【注】 出資団体等所有施設については、上記以外に 12 施設（事務所、道路等を除く）。

※ 地方自治法（抜すい）

第 244 条第 1 項 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

第 244 条の 2 第 1 項 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

## 2 これまでの調査特別委員会の提言と対応について

- 平成9年から5回にわたる出資団体等調査特別委員会、平成10年の行財政改革調査特別委員会、平成20年の財政再建等調査特別委員会などから、出資団体の見直し、廃止等に加え、公の施設等のあり方に関し、民間活力の積極的な活用及び適切な事業手法の検討、指定管理者制度の一層の導入など様々な提言があったところ。
- 県では、これらの提言を踏まえ、次ページ表2に記載のとおり、県民ニーズの変化、民間施設との類似性、地域振興、運営の効率化、運営団体の健全化などを考慮しながら、市町村や民間への施設の譲渡・廃止、再編・統合など、不断の見直しを進めてきたところ。
- 一方、表中の「その他」に記載のとおり、民間活力の導入による施設の活性化といった観点から、アクアワールド大洗水族館や県フラワーパークのリニューアルなど魅力向上に向けた取組のほか、サイクリング拠点としてのりんりんスクエア土浦の開設など交流人口増加に資する取組を行うとともに、老朽化した「あすなろの郷」については官民の役割分担を明確化したうえで施設整備に着手。

表2) 平成9年以降、調査特別委員会の提言に対する主な対応

所有者	内容 (カッコ内は対応年度)
県	<p>○施設の譲渡・廃止等 水海道産業技術専門学院 (H13)、ひたちなか母子の家 (H14)、友部みどり学園 (H14)、長生園 (H15)、中小企業福祉センター (H16)、吾国山洗心館 (H20)、西山研修所 (H24)、こども福祉医療センター (H25)、リハビリテーションセンター (H29)、鹿島セントラルモール (H30)、児童センターこどもの城 (R2)</p> <p>○施設の再編・統合 内原更生園をあすなろの郷へ統合 (H15)、古河産業技術専門学院を筑西産業技術専門学院へ統合 (H28)</p> <p>○その他 アクアワールド大洗水族館 (R2)、県フラワーパーク (R3)、偕楽園 (R5) の魅力向上 りんりんスクエア土浦の開設 (H30) あすなろの郷の施設整備着手 (R5)</p>
出資 団体等	<p>○施設の譲渡・廃止等 鹿島ハイツ※ (H15) ※雇用・能力開発機構所有、老人母子休養ホーム「福寿荘」 (H16)、砂沼サンビーチ (H20)、余暇活用センター「やみぞ」 (H21)、サンテラス土浦 (H21)、ワープステーション江戸 (H23)、つくば国際貨物ターミナル (H24)、いばらき IT 人材開発センター (H28)</p>

### 3 社会情勢の変化に伴う喫緊の課題としての「施設のあり方検討」について

- 予想を上回る急激な少子化と人口減少、超高齢化など、今まさに変化の激しい「非連続の時代」を迎えており、公の施設等については、喫緊の課題として改めてそのあり方を精査する必要がある。
- 特に施設の経営状況や利用実態によっては、将来の県財政に甚大な影響を及ぼすことから、老朽化の進行など条件面の悪化により、民間活用等の機を逸することなく、先手、先手の対応が求められている。
- 今後とも、調査特別委員会からの提言等を踏まえるとともに、利用する県民や地元関係者等に対する丁寧な説明に努めながら、適時適切に見直し検討を進めていく。

(1) 令和5年第2回定例会までに譲渡等の方向性を提示した施設と過去の提言の内容

- ・ 白浜少年自然の家など6施設に関する対応方針と平成20年以降の調査特別委員会での提言との対応状況は、下表のとおりである。

表3) 施設別の方針と過去の提言

No	施設名	方針	過去の調査特別委員会での提言
1	白浜少年自然の家	民間譲渡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>少子化傾向を踏まえた施設廃止などの計画的な余剰定員の解消。</u> [H20 再建調特]</li> <li>・ 指定管理業務など民間に任せることのできる部門については、積極的な民間団体の参入促進。 [H22、H26 出資調特]</li> </ul>
2	里美野外活動センター		
3	青少年会館	宿泊事業 廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県による青少年や若者への支援の総合的かつ一体的な実施と併せて指定管理者制度の適用の見直し等を含めて、<u>施設のあり方を幅広く検討したうえで、期限を定めて、抜本的に見直し。</u> [H22 出資調特]</li> </ul>
4	洞峰公園	市へ移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県と県民、企業、市町村、関係団体等が一体となり、それぞれが持てる能力を最大限発揮して、少子高齢化等への変化に挑戦。</u> [R4 変革期調特（全施設に対する総括的提言）]</li> </ul>
5	健康プラザ	管理手法 見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健全な財政構造の確立・財政健全化に着実に取り組むとともに、<u>新たな成長の原動力となる分野への重点投資、県有地をはじめ県有財産の有効活用を進める必要。</u> [R4 変革期調特（全施設に対する総括的提言）]</li> </ul>
6	鹿島セントラルビル (ホテル、テナントスペース、温浴施設等) (鹿島都市開発株)	民間譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面は営業努力を継続し、県貸付金の償還を促進するが、<u>ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。ホテル事業については、切り離して民間のノウハウを活用することも検討。</u> [H22、H26 出資調特]</li> </ul>

## (2) あり方の検討を進めている施設

- 今後の施設のあり方を検討するため、サウンディング調査等を実施している施設は7施設。いずれも、過去の調査特別委員会等の提言を踏まえ、民間活力の導入等による施設の活性化を目指そうとするものであり、丁寧に対外的な説明に努めていくこととしている。

表4) 施設別の現在の状況

No	施設名	現在の状況
1	大洗マリンタワー 港中央公園	・ひたちなか・大洗リゾート構想の対象区域にあり、施設の老朽化や利用者の減少、大洗マリーナの民間譲渡の動き等を踏まえ、港中央公園を含めたサウンディング調査を実施。
2	国民宿舎「鵜の岬」 カントリープラザ「鵜の岬」	・利用者数の減少や旅行形態の変化等を踏まえ、より魅力ある施設として持続的に発展させるため、サウンディング調査を実施。
3	県民の森 植物園 (森のカルチャーセンター、 きのこ博士館)	・観光誘客に向けて、民間のアイデアを取り入れた魅力向上計画（基本構想）を策定。
4	大洗公園	・ひたちなか・大洗リゾート構想の実現に向け、パーク PFI 制度の導入による民間事業者の募集を行うほか、その他のエリアについても利活用方法を検討。

- この他、施設の構成、管理手法の見直しを予定している施設や、あり方などを検討している施設として、県立産業技術短期大学校、笠間芸術の森公園などの県営公園、あすなろの郷、カシマサッカースタジアムがある。

#### 4 今年度末期限の指定管理の更新について

##### (1) 提言及び取組状況

- ・ 民間活力の導入の観点から、県が管理運営を行っている 98 施設中、60 施設に指定管理者制度を導入。

表 5) 提言の内容と取組状況

提 言 の 内 容	取 組 状 況																			
<p>○ 外部委託等の民間活力導入については、県の基本方針に沿って具体的な経費削減の取組を一層進めるべき。</p> <p>○ 指定管理者制度については、<u>施設の更新時期にあたって、原則公募など県改革案の方向に沿って適切な運用を図るとともに、未導入の県有施設についてはより一層の導入を検討すべき。</u> [H20 再建調特]</p> <p>○ 県有施設の管理については、県が直接管理する場合を除き、<u>指定管理者制度により、民間事業者も含め幅広く担い手の参入を求め、県民サービス向上や施設運営の効率化を図るべき</u>である。県有施設の管理を主な目的とする県出資団体については、担い手の育成・参入状況を睨みながら、廃止の時期を判断していくべき。 [H22 出資調特]</p>	<p>○ 提言のあった平成 22 年度に比べ、公の施設における指定管理者制度の導入割合は約 4.3%増加。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">公の施設</th> <th style="text-align: center;">指定管理</th> <th style="text-align: center;">直営施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">H22 : A</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td style="text-align: center;">62 (56.9%)</td> <td style="text-align: center;">47 (43.1%)</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;"><b>R5 : B</b></td> <td style="text-align: center;"><b>98</b></td> <td style="text-align: center;"><b>60 (61.2%)</b></td> <td style="text-align: center;"><b>38 (38.8%)</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">差引(B-A)</td> <td style="text-align: center;">△11</td> <td style="text-align: center;">△2(+4.3%)</td> <td style="text-align: center;">△9(△4.3%)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) カッコ内は、公の施設全体に対する割合</p>			区分	公の施設	指定管理	直営施設	H22 : A	109	62 (56.9%)	47 (43.1%)	<b>R5 : B</b>	<b>98</b>	<b>60 (61.2%)</b>	<b>38 (38.8%)</b>	差引(B-A)	△11	△2(+4.3%)	△9(△4.3%)	
	区分	公の施設	指定管理	直営施設																
	H22 : A	109	62 (56.9%)	47 (43.1%)																
<b>R5 : B</b>	<b>98</b>	<b>60 (61.2%)</b>	<b>38 (38.8%)</b>																	
差引(B-A)	△11	△2(+4.3%)	△9(△4.3%)																	
<p>○ 現在の指定管理の期限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">今年度末期限</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr style="border: 2px dashed black;"> <td style="text-align: center;"><b>うち更新予定</b></td> <td style="text-align: center;"><b>20</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち更新なし</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R6 年度末期限</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R7 年度末期限</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R8 年度末期限</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R9 年度末以降期限</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">60</td> </tr> </tbody> </table>			区分	施設数	今年度末期限	24	<b>うち更新予定</b>	<b>20</b>	うち更新なし	4	R6 年度末期限	-	R7 年度末期限	22	R8 年度末期限	6	R9 年度末以降期限	8	計	60
区分	施設数																			
今年度末期限	24																			
<b>うち更新予定</b>	<b>20</b>																			
うち更新なし	4																			
R6 年度末期限	-																			
R7 年度末期限	22																			
R8 年度末期限	6																			
R9 年度末以降期限	8																			
計	60																			



## (2) 指定管理の更新に向けた手続き

- ・ 指定管理を更新する予定の20施設については、令和5年第2回定例会の各常任委員会において、指定管理の指定方針を説明しているところ。
- ・ これらの施設については、今後速やかに公募の手続きを開始し、次期指定管理者の選定を進め、令和5年第4回定例会において指定管理者の指定に関する議案を提出する予定である。

表6) 指定管理更新対象施設

No	施設名	現在の指定管理者	募集条件	
			区分	期間
1	県民文化センター	(公財) いばらき文化振興財団	公 募	5 年
2	鳥獣センター	(公社) 茨城県農林振興公社	公 募	5 年
3	あすなろの郷	(社福) 茨城県社会福祉事業団	非公募	1 年
4	青少年会館 (ユースホステルを除く。)	ユース・アイマネジメントグループ	公 募	5 年
5	ラク・ハイツ	(社福) 茨城県母子寡婦福祉連合会	公 募	5 年
6	大洗マリンタワー	大洗町	非公募	1 年
7	奥久慈憩いの森	大子町	公 募	5 年
8	県民の森	(公社) 茨城県農林振興公社	公 募	5 年
9	植物園			
10	森のカルチャーセンター			
11	きのこ博士館			
12	水郷県民の森	(公社) 茨城県農林振興公社	公 募	5 年
13	波崎漁港海岸休憩施設	神栖市	公 募	5 年
14	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	大洗町	非公募	1 年
15	赤塚公園	橋本造園土木 (株)	公 募	1 年

No	施設名	現在の指定管理者	募集条件	
			区分	期間
16	県西総合公園	筑西広域市町村圏事務組合	公 募	5 年
17	笠間芸術の森公園	笠間市	非公募	1 年
18	大洗公園	茨城県造園業協同組合	公 募	5 年
19	中央青年の家	NPO 法人日本スポーツ振興協会	公 募	5 年
20	さしま少年自然の家	(公財) 茨城県教育財団	公 募	5 年

※ 指定管理の更新スケジュール

時 期	事 項
令和5年 6月	第2回定例会において指定方針の説明（関係常任委員会）
8月～9月	指定管理者候補の募集（約2か月間）
10月	指定管理者候補の選定（外部有識者等を交えた選定委員会の開催）
12月	第4回定例会において指定管理者の指定議案の提出
令和6年 4月	新たな指定管理者による管理運営の開始